

埼玉県人権教育推進協議会会議録

開催日時	令和6年2月2日（金） 午後2時～午後4時
会場	県民健康センター 大会議室C
<p>(出席委員名)</p> <p>・鈴木 正人 ・梅野 正信 ・橋本 久雄 ・小野田 正範 ・寺田 竹雄 ・渡辺 大輔 ・笠松 直美 ・相模 幸之 ・横山 敦子 ・小澤 道夫 ・宮寄 晋 ・新保 正俊 ・宮崎 宣男 ・大木 正仁 ・田口 義明 ・田口 典子</p> <p>(欠席委員名)</p> <p>・本間 寛隆 ・渡辺 秀行 ・新井 大 ・祖父江 譲</p>	
<p>議題</p> <p>同和問題（部落差別）に関する教育の推進について</p> <p>○ 事務局が資料1に基づき説明</p> <p>【質疑応答】</p> <p>委員： 高校では、同和問題の教員研修、年間指導計画のところで、小中学校と比べると、まだまだ課題が多いと思う。様々な人権問題で、高校では今、ヤングケアラー、あるいは、性の多様性というものに、どうしても重きを置いてしまって、相対的に同和問題について、生徒たちへの指導については県全体で改めてまた取り組んでいく必要があると思う。人権教育課にお力添えをいただきながら、また、県の校長会でもこのことは話題にし、次年度は教員研修や生徒への指導というところで、改善できればと考えている。</p> <p>委員： 同和問題を年間指導計画に位置付け、教育活動で扱った学校の割合は小学校、中学校ともに90%を超えている。極論を言えば、この数字は100%になってないことがおかしいと思う。学校現場では、同和問題をしっかり教えられる教員がほぼいないという現状がある。年配の先生方にとっては、部落差別や同和問題という言葉自体になじみがあると思うが、今の20代、30代の先生方からすると理解しがたい問題である。同和問題を年間指導計画に9割が位置付けたと回答していても、おそらく位置付けているだけというのが現状ではないか。他の方々のお話も聞きながら、この現状をどうしていくかについて考えることが大事なかなと思う。</p> <p>委員： 年間指導計画で小学校では、6年生の社会科の歴史の学習が年間指導計画に位置付けられている。先程の話にあったが、この位置付けているという数字が、本当は100%じゃないといけないなっていうのは、同じく思ったところである。同和問題について理解できていない教員がいるという現状では、校内研修の割合をもっと上げていく必要があるのではないかなと思う。</p> <p>事務局に質問したい。今年度、人権教育課の事業で、教職員研修の資料の作成をしているようだが、こちらの資料について具体的に教えていただきたい。例えば、パワーポイントなどのスライドの資料で研修ができるものを作っているのか。研修資料というと、どうしても紙媒体になってしまう。今後は、実際に使え、割と短時間でできるものを作ってもらえると、現場としては使いやすい。どのようなものが作成されるか、教えてほしい。</p>	

事務局： 昨今、教員の採用が多くなっており、特に小学校などでは、同和問題については知らないという教員や、もしくは知っているが自信を持って教えられないというような教員がいるという認識で当課でも資料の作成を進めている。

同和問題については、従来から学校で取り扱ってきたところではあるが、今回、埼玉県でも条例を定めたので、現在、重点的に取り組んでいる。今年度作成している指導資料については、特にインターネットを介した差別事案も含め、教員が指導できるような資料を作成しているところである。作成した資料については、教員が児童生徒に対して授業を行うに際して、そのまま使えるような指導案形式のもの、もしくは校内研修をするにあたって資料となるようなものを考えている。御質問にあったように、パワーポイントのスライドなどについては、そのまま学校で使えるような形で準備をしているので、御活用いただきたい。

委員： 社会教育においては、各市町村での生涯学習の中で人権教育を位置付け、実施しているものだと考えているが、先ほど事務局の説明にあった社会教育の同和問題研修資料もパワーポイントとか、映像資料等を含めて、どんなものが作られているのか教えていただきたい。また、研修モデルはどういったものか教えてほしい。

事務局： 同和問題についての基礎的な知識という面では、教員の資料と特に変わらないので、教員の資料と同じような形でスライドも含め、市町村教育委員会の社会教育の担当者が研修するにあたって、その参考となるような研修の展開例を準備している。

委員： 私も小さい頃から、同和問題については勉強してきた。実際に部落差別という問題が日本の歴史の中であったということも理解している。そういう中で、国とか、埼玉県も含めて、様々な施策を進めてきたことも事実である。事務局の説明にあったが、実態的差別は解消してきている。今も差別事象があるかもしれないが、ここの地域は同和地区だとかいう言い方は、いろんな意味で居住の関係も含め、なくなってきた、曖昧になってきている。ここの地区はそういう場所だと言えない状況が、日本の現状ではないかと思う。そういう意味では資料にあるように、生活環境の改善と格差の解消は、確実にその方向に向かっていくと思う。

残された課題は、心の問題である。SNSも含めて、そういう差別の事象をあえてそのことを取り上げていくようなことは、やっぱりあるんだろうなとも感じている。そのときに私もこの資料そのものは大切な資料だなと思いながらも、同和問題だけでこの心の差別の問題が本当に解決に行くんだろうかと感じている。ここのところについては、人権問題全体の考えで、一人一人の心を大切にしていこうとか、一人一人に人権があるということを尊重していく中で、解決に向かっていくんじゃないかと感じている。

意見として、資料を否定するわけではないが、今の状況から見ると、人権問題全体を考えていく中で一人一人の人権を大切にしていこうという中で、いじめとかSNSの問題とか、同和地区、同和問題の解消に向けて動いていくのではないかと感じている。

委員： 同和問題については、今日では、特にインターネット上で差別的な書き込みがされたり、様々な情報が流れている影響が大きいのではないかと思います。その点で、資料に教員研修の演習の例題が載っているが、インターネット上で児童生徒が、同和地区に関する情報を見つけてきて、友達どうして話したり、あるいは教室に持ち込んだりしてくる。このような形でインターネットを通じて、この問題が新しい様相で出てきている。こういう状況のもとで、教員がこれにどう対応するかというのは、同和問題について、生徒たちが、基本的な考え方を頭の中でまとめる上で、非常に重要な意味を持ってくるのではないかと思います。

そうした例題のようなケースについて、実際に研修の中では、どんなふうに進めているのか。また、そういう形で教室などでこの同和問題が出てきたときに、先生方の対応の仕方について、ある程度パターンを固めておくことが大事ではないかと思います。それと同時に、インターネットの情報に対する生徒自身の対応力やリテラシーを育てていく教育も重要になってくると思う。そういった面にも、力を入れていただきたい。

事務局： 研修については基本的にオンラインで実施している。同和問題について説明したあと、実際にどう対応するか、演習をやっている。研修では、Zoomのチャット機能でやりとりをしながら、色々な意見を出させている。最終的に研修の講師の側が、まず同和問題についてきちんと児童生徒に説明しなくてはならないと伝えている。また、このように同和地区の情報を暴くとか、地区を探したりするなどの行為は人権侵害に当たると児童生徒にきちんと指導してくださいと研修では伝えている。

委員： 私は埼玉県出身ではないが、同和問題に関しては、自身の子供が小学校に入学した時に、家庭教育学級で人権問題をやっていた。埼玉県は同和問題に対して、重要視している流れがあったかと思う。実際、同和地区の人を招いて小学校で話を聞いたこともある。現在、世代が変わってきており、同和問題をどう教えるのかが問題である。今回資料を見て、インターネットの問題があるというときに、同じような指導の仕方と同じ資料、同じように説明していかないと、子供たちのとらえ方が違ってくると思う。先ほど田口委員が研修の話がされていて、事務局が答えていたが、先生によって意識や考え方の格差があるので、基本を間違えたら、子供のとらえ方が違ってしまう。同和問題は小学校、中学校で道徳や、社会科で土農工商などを学ぶ中で、自分の息子が在学中に、「説明するとき同和問題を入れているのか」と社会科の先生に聞いたところ、そういったことまで詳しく教えてはいなかった。埼玉独自の同和問題の資料を作成するのであれば、指導方法を統一していくことが大事だと思う。義務教育できちんと理解させるために、埼玉県独自の同和問題の教材を作っていくべきと思う。そういったものをきちんと作っていただければ、学校現場では、同和問題に取り組んでいるということを知ることができるのではないかと思います。

会長： 全国的に見ても、埼玉県は、重点的に取り組んでいる地域の一つだと思う。そこで、もう一步踏み込んだ資料を作成ができないかと思う。個人的な感想だが、ここ10年ぐらい、同和問題だけでなく、いじめもそうだが、色々なこと

ろに必ずインターネット上の問題が出てくる。しかし人権教育の方針を策定する際、その多くはネットの問題が「one of them（その中の一つ）」、人権課題の中の一つとしてインターネット上の問題が出てしまい、どちらかというネットリテラシーの話になっていたり、具体的な差別事象というのが浮かんでこない内容になっている。できれば、同和問題の方から、ネット上の具体的な事例を集めた形のネットリテラシーの問題を取り扱うよう形、しかも、モラルの段階から不法行為の段階までの事例をあげるような扱い方をしても良いのではないか。埼玉県の場合は条例があり、条例に示され不法行為として禁じられている、差別があるという具体的事例を挙げるような、学校の先生方もこれは実際に自分のクラスに関係がある、目の前の子供たちの生活に密接にずっと繋がっていく問題だという、取り上げようとする意欲に繋がるような資料の作成を検討していただけると、全国的にリードしていく取組になると思う。

委員： 私は生まれも育ちも狭山市なので、実際に同和問題に直面してきた。同和問題のこともわからない小学生の頃に、「あなたのお母さんは部落出身？」と聞かれたり、結婚するときも「部落の人じゃないよね」って、言われたりした。中学生のときも、運動会でクラスが盛り上がり、自分たちの担任の先生の名前をクラスにつけて「我々、〇〇先生の部落一同だ」という発言が学校で問題になったこともある。先程、中学校の先生の発言にあったが、教える側が若くて理解とか指導まで至らない時代というのが正直なところ現状だと思う。だが、先程の事務局の説明にあったように、差別の歴史というのを自分が子供の頃に教わっていたら、もっと素直に冷静に受けとめられたのにとと思う。このことは諦めずに、教育で取り上げていただきたい。狭山市の場合は、狭山事件があったので、研修もすごく多かったように思う。そういうことも含めると、同和問題の説明を各市町村の文化や歴史に紐づけて伝えていくということが、大切ではないかと思う。

委員： 教員という立場で、人権問題について発表をする機会があるが、自身の実践の中で、校内研修で同和問題の説明を今年度行った。また、授業の中で狭山事件を少し扱った。私が今勤務している中学校は同和地区ではないが、狭山事件の石川和夫さんの生い立ちだとか生涯の話をするとその影響を受けて、実際に会いたいということを書いてくる生徒もいた。教育課程外の話ではあるが、実地踏査で現地に行き、狭山事件の話をした経験もある。県の人権関係の組織で狭山で活動している方もいて、色々な部分で協力できる方もいる。部落差別の学習会も、埼玉人権教育研究協議会が主体になって動いており、各市町村の教育委員会の先生方も参加してるということを知っている。相談していただければ色々協力できる部分もあると思うので、遠慮なく言っていただきたい。

会長： 全国的に見ても、埼玉県はこのような委員会で同和問題のことを議題にする、貴重な自治体の一つである。全国的にもリーダーシップをとっていただきたい。

議題

学校における性の多様性を尊重した教育の推進について

○ 事務局が資料2に基づき説明

【質疑応答】

委員： 全国的にもバックラッシュがある中、これだけ色々な内容で取組を進めているのは、珍しいことだと思うし非常に心強く感じている。最近も、県内の学校の先生から「リーフレットを使って授業をやってみた」という話を聞いて、少し授業の様子も聞かせてもらったが、すごく感触がよかった。ただリーフレットを配布して終わりというのではなく、使い方のガイドも出しているだけで、それが参考になっているようである。性の多様性に係る相談フローチャートも、現場の先生の「そういったものが欲しい」という声を拾って作っていただいているので、活用できているのではないかと思う。今後の方向性として、ぜひこの取組を、より地に足がつくような感じで、継続していただけるとよいと思う。また、来年度から小学校の教科書、再来年度には中学校の教科書が順次変わり、性の多様性の内容が入ってくるので、これらのことを踏まえ教材研究や研修もやっていくと、課題が見えてくるかなと思う。

委員： LGBTについては色々な意見をいただいております、そんな中で学校教育における、高校生、中学生など思春期の頃、その前の小学校の頃に、性が七色のようにあるということをどんな形で小学生に教えていこうとしているのか、お伺いしたい。それから、思春期についての懸念を、よく我々も聞かされるのだが、例えば、女子校に行った生徒が、女の子の先輩に憧れる、大好きでチョコレートもその先輩にあげたりする、そうすると、「私は女じゃなくて男なんじゃないか」とも思ったりする。そこはそう思うのだが、海外の事例で日本ではあまり聞かないが、性別適合手術でやって、やってみただけ大人になったら、「私はやっぱり女性だった。手術して乳房がなく後悔している」という事例を聞いたことがある。こういった思春期の子供たちに七色のような性があるといったときに、その時の感情で性別適合手術とか、そのような相談を受けた場合はどう答えたりしているのか、という点をお伺いしたい。また、始まったばかりではあるが、色々な相談の中で主にどのような相談があるかお伺いしたい。

事務局： 小学生にどのような説明をしているかという質問だが、先ほど紹介した「たくさんの色ふれあおう」というリーフレットを、ホームページにも掲載している。小学校5、6年生版と中学高校生版の2つがあり、小学校5、6年生版で大切にしているのは、まずはその人らしさを大切にしようということである。

「男の子なのにピンクが好きなのは女の子みたい」とか、「外で元気に遊ぶなんて女の子らしくない」など、考えを決めつけないでいい、また、人それぞれだということ、自分がそういうことであってもおかしいことではない、その人らしさを大切にしようという趣旨で、説明している。小学生版の段階では、性自認や性的指向までは踏み込まない内容である。

思春期において、いろいろな悩みがあるという話があったが、我々が指導する際には、特に思春期においては性自認や性的指向というものが不安定で揺れ動きがあるというのを強調して説明している。自分がちょっと人とは違うのではないかとか、何か不安を感じているとか、そういうことに関して、断定的な

言い方で性自認は男性です、女性です、などと誘導するようなことは決して行ってない。悩みなども、そのまま受け入れるような形で、自分にとってもそうだし、また周囲の人たちとか友達の中で、そうした気持ちを持つ生徒がいたら受け止めてほしい、そのような趣旨で実施している。

委員： 補足になるが、ホルモン療法も性別適合手術も日本精神神経学会のガイドラインでは18歳以上から可能になるので、基本的に小中高生には行われたい。それよりも、トランスジェンダーの子供は、自分の性別ではない体に非常に強い嫌悪感があつて、焦ったりすることがある。誰にも相談できない、医者にも親にも絶対に言うことができない、保険証も手元にない。そうすると、ホルモン剤をインターネットで買うこともできるので、非常に危険である。そういうことがないように、教育の中できちんと相談できる体制を作っていくことが重要になっている。

委員： 話がずれるかもしれないが、私は小学校4年生から中学生を対象にヤングケアラーについての授業を実施した。授業のアンケートをとったときに、子供たちから「ヤングケアラーは家の手伝いをしているから、ケアラーじゃない」という回答があつた。だから、今回の件も、リーフレットの言葉があつて子供はそれだけを理解するのではなく、子供独自のとらえ方をするというのをヤングケアラーの授業をやって思った。リーフレットの内容を全部見たが、子供に「一人一人違う」と言つても、子供のとらえ方が各自違うということに留意してほしい。

また、検証授業をした際に、事後アンケートを小学校中学年・高学年、中学生にとつた。文部科学省からは、「男、女、答えられない」という、3つの性別判断というところで、小学生3年生でも答えられないという回答があつた。私がやっている「子供の居場所」では、小学校5年生の男の子に「何か男っていうか違うみたい」というふうに話されたときに、私はどう回答していいのかと思つた。その件が今行き詰まっていて、彼とは今ちょっとそれなりの話をしているのだが、専門とか専門ではないということではない。

それと、やはり大人の理解が大切だと思う。カミングアウトした生徒がいる。小学校から中学校までずっと悩んでいたが、高校に行つて制服で嫌になつてしまった。そのときに、地域でそのような話があつて、その保護者から相談を受けたのだが、大人の理解が全くない。反対にSNSで彼女が「カミングアウトした。戸籍も自分で変えました」と20歳になったときに発信したときには、まわり同じ世代からSNSで、「よくやった」「偉かった」「すてきだね」などのコメントがたくさんきた。しかし、大人の感覚が違つたと、現場でそういう話をしたときに、違つたとらえ方をしてしまう。コミュニティスクールなどへの理解を求めていかなければならないと、資料を見て思つた。子供を取り巻く環境も踏まえたいといけない。そういった子がうちの居場所に来てくれる。子供は、そういう子が「本当迷惑かけます」と来ても、すごく喜んでくれる。性別関係なしに、人として見ることができる。だが、うちの年配のスタッフだと「何でそんな格好で来るの。」「なぜ男の子が女の子になったの」などと言っている。大人には偏見がある。教育で子供を変えていくのであれば、地域も巻き込んでいくことも必要だと思う。そうでないと、受入れる側の体制ができてな

いと、子供が声を出したいときに、相談したい声を出したいときに、受け入れができないというのが、子供を傷つける部分ではないかと思う。そこも踏まえて、人権教育をやっていたきたい。

委員： 教育委員会で教育行政に携わっている者としては、県教委の方向性については尊重したい。性の多様性については、色々話を伺ったが、まずは、当事者である児童生徒に対して、多様性の尊重についての指導を充実させること、また、相談体制をしっかり作って支援をしていくことが求められると思う。先ほど、笠松委員のお話で、地域を取り巻くという話があったが、中学校区を中心に、また、学校区を中心にこういう問題を多くの方々に広げて理解をしてもらうということが求められると感じた。

委員： 子供は環境の影響をすごく受ける。学校の一番の環境は先生である。先生は、性の多様性に関して今求められてるということを、しっかり学ぶことが重要だと思う。学ぶ上での視点は2つあると思う。先ほどの会長の発言の中にもあったが、法律や条例が、時代の流れで定められているので、そういったことを先生が学ぶことは非常に重要だと思う。知識として子供たちに与えていくということは、欠いてはいけない視点の1つ目だと思う。2つ目としては、この人権の問題としてとらえている、同和問題も性の多様性についても、差別をしてはいけないという人間の根源に関わることなので、道徳教育の役割も非常に大きいと思う。ただそういった中で、先生方が教える自信がないというのは、「自分が誤ったシグナルを送ってしまったらどうしよう」というような、恐れがあると思う。先ほどから人権教育、同和教育も含め、県教委も真摯な姿勢で資料作りに取り組んでいるという話があって、非常にありがたいというふうに思っている。そういった中で、もし、特に経験のない若い先生方が、誤った教授法によってより問題を複雑化させてしまうなどの恐れから、指導に一步踏み込めない状況があるのであれば、視聴覚教材をさらに充実させて、その教材を見ることで間違ったシグナルを発しないで済む、というような資料を作成していただけるとありがたい。子供たちは知らないことを知りたいとか、わからないことを教えて欲しいというような、思いはいつでもある。インターネット等で調べるのはよくある話である。そういったときにも、どのようなやり方が必要かというのを教えてくれるのは、先生だと思う。先生が知識を持っていることは重要だと思う。

委員： 人を人として尊重するという、一言に尽きるのではないかと思う。結局、性別に対しても色々な考え方や受け止めをする人がいるし、先ほどの同和問題でも、人を人として、尊重していくということが大切かと思う。私は、今、児童相談所に勤務していて、虐待の対応をしているが、どれだけ子供のことを受け入れるかという部分と、きちんと看るということが大事だと日頃から感じている。やっぱり、先ほど笠松委員が大人の偏見について話していたが、社会全体として、我々大人も勉強していかなきゃいけないと思った。

副会長： 少なくとも埼玉県内の人権教育を充実させ、子供たちに差別を許さない心であつたり、人を思いやる心であつたり、そういったことを育てていかななくてはならないということを感じた。教える立場である教員が、今日の資料にある

様々な、法律、条例。パンフレット、相談事例などについて、どれだけ知っているだろうか、どれだけ理解しているだろうかと考えたときに、私達でさえ今日初めて見る資料があったり、「そういうこともあるんだな」と気付いたりすることが非常に多くあった。教員が子供たちに指導していく場合に、そういった資料がすぐ手元に開けるとか、すぐに調べられるというような環境があるといいのではないかと考えた。つまり、資料のデータベース化のようなことがされると「自分はこんなことに取り組んでみたい」、あるいは「こういったことを知りたい」というときに、埼玉県の人権教育の中で「同和問題について扱いたい、では法律的な裏付けがどうなっているんだ、県の考え方はどうなっているんだ、資料としてはどんなものがあるのか、相談事例はこうだ、あるいは講師はこんな人がいる。」まで含んだデータベースがあると、すぐに調べられるのではないかと思う。そうすることによって、県内の指導の統一性、誰が指導しても同じような指導ができる、もちろん悩みの相談というのは個別事例に基づいて、実態に応じた対応が必要な訳だけれども、基本的な部分を理解する、あるいは、資料として使う、指導に生かすという意味では、いつでも取り出せるようなデータベースがあるといい。さらに言えば、AIを駆使して、「こういう資料が欲しい」と呼びかけるとすぐにそれが出てくるなんていうことができる、これから教育界にもAIが取り入れられるのではないかと思うので、そのような資料体系ができ上がっていると、先生方は指導しやすいのではないかなということを感じている。もちろん、社会教育でもそれは生かせるのではないかなと思う。

2 その他
なし

3 閉会